

「特定保健用食品の表示許可等について」の改正概要

「通知改正の背景」

R6.5.31にとりまとめられた関係閣僚会合において、特定保健用食品についても、機能性表示食品制度の見直しと同様の措置（健康被害の報告、GMPの要件化）を許可制度の運用上講ずることを速やかに検討するとされた。

「特定保健用食品の表示許可等について」（平成26年10月30日付け消食表第259号）の一部改正

<主な改正>

【許可等の要件の追加】

（既に許可等を受けている製品についても、当該許可等の要件を遵守していただく。）

- ・健康被害（医師の診断を受け、当該症状が当該食品に起因する又はその疑いがあると診断されたものに限る。）に関する情報を収集し、その発生又は拡大のおそれがある旨の情報を得た場合には、当該情報を速やかに都道府県知事等及び消費者庁長官に提供する体制が整っていること。

【許可後の取扱い】

- ・健康被害に関する情報を収集し、その発生又は拡大のおそれがある旨の情報を得た場合には、当該情報を速やかに都道府県知事等及び消費者庁長官に提供すること。
- ・消費者、医療従事者その他の情報提供者から健康被害に関する情報を得た場合であって、情報提供者が医師以外であり、医師による診察が行われていない場合にあっては、情報提供者に医師への診察を勧める等適切な対応を行うこと。